

ロシア連邦における教科書検定制度改革に関する一考察

——ロシア教育アカデミーの関与の在り様を中心に——

黒 木 貴 人*

A Consideration about the Reform of Textbook Authorization System in Russian Federation

—— Focus on Involvement of Russian Academy of Education in the System ——

Takahito KUROKI

Key words : ロシア教育 Russian education, 教科書検定 Textbook authorization system,
教科書政策 Textbook policy, ロシア教育アカデミー Russian Academy of Education

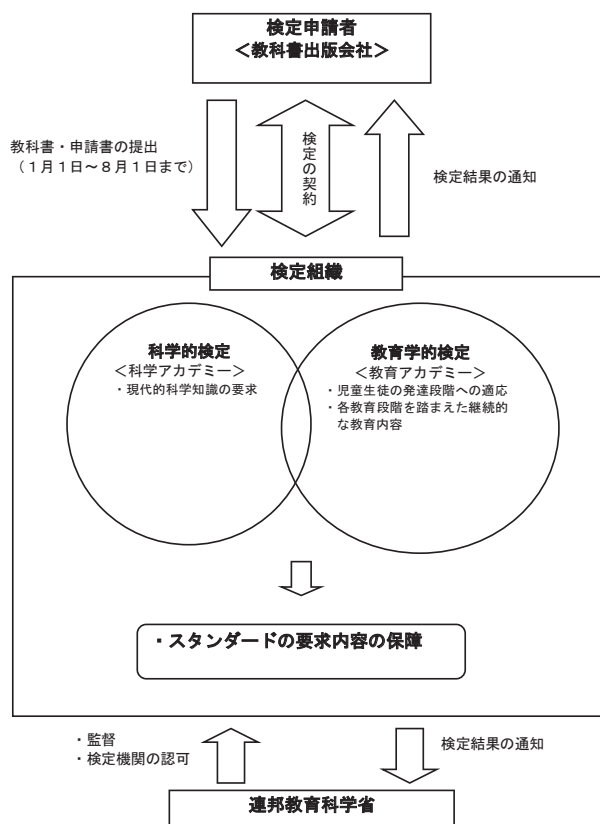
1. はじめに

本稿は、ロシア連邦における教科書検定が近年どのように改革されたのかを整理すると同時に、現行教科書検定に教育学研究の専門家集団であるロシア教育アカデミー（Российская Академия Образования：以下、教育アカデミー）がいかに関わっているかについて考察することを目的とする。

ロシア連邦においては、体制転換した当初、ソ連時代の画一的な教科書行政に対する反省を受け、学校現場の教員が自由に教科書・教材を選択し教育実践できるようになっていた。しかし、その後連邦レベルでの教科書検定制度が導入され、その検定を通過した教科書の使用義務も課された。現在は教育アカデミーのメンバーを中心として構成された検定会議が教科書検定を行っている。2012年に教科書検定規定が改訂された際、その検定は「科学的検定（научной экспертизы）」と「教育学的検定（педагогической экспертизы）」からなるとされ、検定申請された出版物の科学的妥当性や教育段階ごとの学習水準を満たしているかどうかなどをチェックすることとなった（図1参照）。そして、検定に通過したものは「連邦教科書リスト федерального перечня учебников」に記載され、その中から現場で使用される教科書が採択されることとされた。そして、教科書リストに掲載されているものを現場の教員が選択し、使用するという検定教科書使用義務制が実施されている。

筆者はこれまでの研究で、連邦レベル教科書検定制度

の法的側面について、教育アカデミーの役割がより厳格化・明確化されつつあるという特徴を指摘してきた。加



* 広島文化学園短期大学保育学科

えて、「『国家的な教育研究機関である一方で、自律的な研究者組織である』という性質を有する」教育アカデミーに「民間のシンクタンクや各種利益団体、または行政の諮問機関とは異なった新たなアクターとしての可能性」を見出そうとしてきた¹⁾。ただし、教科書検定会議の構成員や「教育学的検定」「科学的検定」の具体的な制度、そしてそれらに教育アカデミーがどのように位置づいているか等にまで立ち入った検討はできていなかった。本稿においては、図1に示されるような検定制度におけるアカデミーの関与の在り様について、昨今の状況を踏まえた描写を試みたい。

ところで、ロシア連邦においては近年連邦政府の主導のもと学術政策の大規模改革が断行され、ロシア科学アカデミー（Российская академия наук 以下、科学アカデミー）を中心とする学術界と政界との関係再構築が図られている。すなわち2013年6月28日、連邦政府は連邦法案「ロシア科学アカデミー及び国家科学アカデミーの再編、並びに個別のロシア連邦法令の改正について」（アカデミー改革法）を下院（国家会議）に提出し、科学アカデミーと他の連邦立学術アカデミー（ロシア農学アカデミー、ロシア医学アカデミー、ロシア建築アカデミー、ロシア教育アカデミー、ロシア芸術アカデミー）を統合・再編することを目指した。この改革によって不利な状況に置かれると考えたアカデミー関係者の多くは同法案に対抗したものの、その後9月18日に下院を通過し、9月27日にプーチン大統領が同法案に署名、9月30日に成立・施行された。

同法は、連邦の掲げたねらいを完全に達成しえなかったとの見方もある。この点については遠藤（2015）が、ロシア帝国時代から時系列的に科学アカデミーの変遷を整理し、分析を加えている。全連邦立学術アカデミーを一つに統合し「研究・開発の効率を高め、国家政策に連携しやすく」することをねらいとしたアカデミー改革は、結局科学アカデミーと医学アカデミー・農学アカデミーの3アカデミーの統合に留まったことやアカデミー会員・幹部会の人事権をこれまで通りアカデミー会員による互選と据え置いたことなどから「改革としてはほぼ失敗に終わった」と遠藤は指摘している²⁾。いずれにしても、アカデミー改革法によって科学アカデミーを中心とする連邦立学術アカデミーはその再編を余儀なくされた。無論、教育アカデミーもその例外ではなかった。教育アカデミーは今回のアカデミー改革によって予算編成や研究体制等に関し政界の影響をこれまで以上に受けることとなり、アカデミーとしての自律性はより制限を受けるようになったと推察される³⁾。

上記の改革は、連邦レベル教科書検定にも大なり小なりの影響を与えていると考えられる。最新の教科書検定実施に係る規定は「科学的検定」および「教育学的検定」のものに別れており、それぞれアカデミー改革後に制定

されている。また、検定会議のメンバーも同じく、アカデミー改革後に再編されている。現在の教科書検定における教育アカデミーの位置を探ることは、アカデミー改革以後の教育アカデミーの特徴を考察する上でも有益なものとなろう。このように、教科書制度改革を含む教育制度全般とアカデミー改革を関連付けながら考察を加えている研究は、管見のところ見当たらない。

以上のことから、本稿では現行教科書検定の具体的な基準や教科書検定会議の構成員などの整理・分析を行う。そしてそれらを踏まえつつ、アカデミー改革以降の教育アカデミーの教科書検定への関与の様子について考察する。これらの作業を進めるにあたっては、2013年に施行されたロシア連邦教育科学省令（「国家認証の初等普通教育、基礎普通教育、中等普通教育プログラム実施の際に使用される連邦教科書リスト作成に関する規定」以下、「連邦教科書リスト規定」と略記）と、3つのロシア教育アカデミー令（「教科書検定科学会議について」「科学的検定実施規定」「教育学的検定実施規定」）の内容を参照した。

2. 現行教科書検定の概要および特徴

現在ロシア連邦の教科書検定の大枠は、「連邦教科書リスト規定」に示されている。「連邦教科書リスト」とは、学校で使用される教科書として推薦される著作をリスト化したものであり、各学校で授業を行う教員はこのリストの中から自らが用いる教科書を選択することとなる。同規定によれば、教科書検定は大きく「科学的検定」と「教育学的検定」の2つからなっている。それらに加え、「一般的検定 общественной экспертизе」「歴史・文化的検定」「民族文化・地方的検定 этнокультурной и региональной экспертизе」も実施することとなっている⁴⁾。

教科書検定は、教科書出版社や一般法人等が検定申請者となって連邦教育科学省に教科書として申請を希望する著作が提出された場合に実施される。以下、検定の特徴について、幾つかの側面から整理していきたい。

①検定を行う組織

連邦教科書リスト規定において「科学的検定、教育学的検定、一般的検定、民族文化・地方的検定は、本規定第9、10、11条に示された特定の検定組織により独自に実施される」⁵⁾と示されるように、それぞれの検定は独立した各種組織が実施することとなっている。

まず、科学的検定及び教育学的検定は「教科書検定を遂行するにあたり全権委任された」組織が行うこととなっており、具体的にはロシア教育アカデミー内に設置される「教科書検定科学会議 Научный совет по экспертизе учебников при РАО」が行うこととなっている⁶⁾（「科学的検定実施規定 Регламент проведения

научной экспертизы учебников」及び「教育学的検定実施規定 Регламент проведения педагогической экспертизы учебников)。各々の検定に関して「ロシア連邦政府が承認した各々の規定」を有することが規定されており、上記の教科書検定科学会議はこのことを根拠に設置されている⁷⁾。なお、科学的検定と教育学的検定は「検定申請者の選択により同時もしくは連続的に行われる」こととなっている⁸⁾。

そして一般的検定は「ロシア教育の維持向上に向けた公的活動を行う非営利組織」(第10条)が行うこととなっており、加えて民族文化・地方的検定については「ロシア連邦構成主体政府の全権委任組織」⁸⁾がその実施に当たるとされている。

これら一連の検定の流れをまとめるならば、まず教育アカデミーという専門家集団によってその学術的・教育的妥当性を問う。その後、外部評価的な意味も含みながら一般的検定が行われる。そして、多民族・多文化国家であるロシアの特徴も斟酌しながら民族文化・地方的検定が行われることとなっている。

ちなみに、2014-2015年度版の連邦教科書リストから電子媒体の教科書も検定の対象となり、本リストへの記載が開始された。我が国においても次期学習指導要領の実施に向けてデジタル教科書の本格導入が検討されている最中だが、その先行事例としても興味深いといえる。また、ロシア連邦における教科書検定の伝統的な特徴として、教科書以外の補助教材や解説書なども検定対象となるということがある。これは一冊の教科書だけでなく、それに関わる教材や解説書も一つの「教科書系統」と捉えることに起因している。

②検定の基準

次に、各検定の基準について概観する。検定を行うに当たり、全ての検定において最初に教科書の構成や印刷媒体か電子媒体かの明確化、連邦国家教育スタンダードに適応しているか等を確認する。そして、表1-1~1-5に示されるような各検定の具体的な項目に従って検定が進められていく。

これらを見ると、教育学的検定にかなり重点が置かれている様子が看取され、他の検定の基準と比較してみても教育学的検定で求められていることが圧倒的に多く、その内容も細かいことがわかる。既述のように教育学的検定及び科学的検定には教育アカデミーが関わっている。加えて、それぞれの検定に連邦教科書リスト規定とは別の規定を設けてその実施に当たるなど、まさに検定の中心として位置づけられていると言えよう。

教育学的検定の中身について、もう少し具体的に見ていきたい。基準の内容として注目される点として、「自己評価する仕組み」「自主的学習活動の熟達」「組織的グループ活動のための資源」等、学習者の学びを促すとい

表1-1 科学的検定の基準

1	その内容に普通教育の水準に一致する当該領域の連邦国家教育スタンダードに関する理論、概念、理念、事実が含まれている
2	その内容に科学的知見の方法や当該領域の普通教育を行う普通教育機関における義務的学習に関する使命が反映されている
3	その内容に不確実な事実が無い
4	科学技術・テクノロジーの最新到達点を含め、当該領域の求める現実的・現代的知識をその内容として持っている
5	教科書の図解的資料は、その本文や補足と一致している

表1-2 教育学的検定の基準

1	(当該)教科書は、完成的教科書系統の一部である。
2	教科書の内容が報道等で明らかにならず、ロシア連邦憲法と矛盾しない
3	教科書の内容が個の結果及び科目の結果という連邦国家教育スタンダードの要求する到達点を保証している
4	教科書の内容が熟達した自己評価及び頻繁な自己分析を保証している
5	教科書の内容が学習に対するモチベーション向上を促進している
6	教科書の内容が学習者の知的・創造的活動を促進している
7	教科書の内容が学習上のシステムアプローチの実施を促進している
8	教科書の内容が愛国心や家族、祖国、我々の国民、郷土への愛や敬意の形成を促進している
9	教科書の内容が代表的な異なる宗教、民族及び文化集団への寛容な態度を保証し、民族間及び宗派間の対話を指導している
10	居住地域や民族性等に関し、当該の発達段階に応じたわかりやすく明瞭な内容で、自主的学習のしやすいものとなっている
11	言語の記述が発達集団の特性を考慮している
12	教科書の方法論的装置が特定のテーマに対する淘汰的態度、分析、総合的情報の獲得を保障しようとしている
13	教科書の方法論的装置が現実的かつ十分に学習内容を自己評価する仕組みが保証されている
14	教科書の方法論的装置が文章読解能力の保障及び形成を促している
15	教科書の方法論的装置が自主的学習活動の熟達を保証している
16	教科書の方法論的装置が職業の専門用語を用いる能力について保証している
17	教科書の方法論的装置が批判的思考を促す
18	教科書の方法論的装置が自らの視点で論証する才能を發展させる
19	教科書の方法論的装置が学生たちの組織的グループ活動のための資源を与えたり、教育プロセスに参加する人たちの間のコミュニケーションを促している
20	教科書の方法論的装置が個別的・人格的学習過程上の実践的活動における知識の獲得や利用を保障している
21	組織的な学習研究及び学習者の活動計画のための目標が含まれている
22	本文資料が標準的現代ロシア語、ロシア連邦共和国の国家語もしくはロシア連邦の民族語に適応している
23	当該教科書本文が情報範囲拡大の可能性を提供している
24	学習資料の説明が構造的な特徴をもっている
25	学習資料の説明が体系的な特徴をもっている
26	学習資料の説明が一貫的な特徴をもっている
27	学習資料の説明が多様に利用可能な本文形態と図解的資料を有している
28	教授参考書の構成及び内容が教科書の構成及び内容に適応している
29	完成的教科書系統が教科書体系の一部となっている

表1-3 一般的検定の基準

1	教育プロセスにおける教科書の利用
2	電子媒体教科書を除き、義務的な学習内容の課題について欠如している
3	色や形、実践的であるかどうか等、教科書の質
4	教科書の内容が教育的性質を有している
5	教科書の内容が個の発達を意識している
6	他者、家族、社会及び国家との関係の中での一般的・標準的な振る舞いについて、社会的な文化や精神道徳的価値の修得を促している

表1-4 民族文化的・地方的検定

1	主要なロシア民族の価値の教科書への反映
2	ロシア連邦構成主体の宗教的・民族文化的特質の教科書への反映
3	多様性、そして民族の文化及びロシア国民の単一性の教科書への反映
4	ロシア社会の多文化的性質の反映
5	ロシア連邦構成主体の歴史的・文化的遺産に関する資料が教科書に含まれている
6	母語で教育を受ける権利を保障している
7	教科書の現代的標準に適応した言語的構成

表1-5 歴史的・文化的検定の基準

1	教科書の説明資料が世界の史的プロセスの不可欠な一部としてのロシア史観、その特徴、世界史及び現代世界におけるその土地性や役割を反映している。(民族の)歴史的な居住地、その国民性及び文化、史跡など
2	教科書の内容がロシア国民のアイデンティティ(主権の価値、社会的な連帯、和合、安全、自由及び責任)形成を促す
3	教科書が祖国の歴史に関する新たな教授方法的コンプレクスのコンセプトに適合している、及び歴史・文化スタンダードの要求の履行を保障している

出典：Утвержден приказом Министерства образования и науки Российской Федерации от 5 сентября 2013 г. № 1047, ПОРЯДОК ФОРМИРОВАНИЯ ФЕДЕРАЛЬНОГО ПЕРЕЧНЯ УЧЕБНИКОВ, РЕКОМЕНДУЕМЫХ К ИСПОЛЬЗОВАНИЮ ПРИ РЕАЛИЗАЦИИ ИМЕЮЩИХ ГОСУДАРСТВЕННУЮ АККРЕДИТАЦИЮ ОБРАЗОВАТЕЛЬНЫХ ПРОГРАММ НАЧАЛЬНОГО ОБЩЕГО, ОСНОВНОГО ОБЩЕГО, СРЕДНЕГО ОБЩЕГО ОБРАЗОВАНИЯ を参照し、筆者作成

うことを非常に重視していることを挙げることができよう。言葉を換えれば、我が国においても次期学習指導要領の目玉として扱われるアクティブラーニングの要素を含めた授業展開を促進する内容を各教科書に求めていると言える。

さらに「批判的思考」「実践的活動における知識の獲得や利用」など、いわゆる PISA 型学力を意識したような文言も見受けられる。ロシアは OECD 非加盟国であるが、近年は PISA にも参加している。我が国を含めた諸国同様、PISA 型学力の影響を受けている様子が、この基準設定からも看取される。加えて、項目 8、9 で見られるように「愛国心」や「郷土への愛」と「民族間及び宗派間の対話」を要求している点も見逃すことはできない。我が国でも昨今の教育改革において愛国心や郷土愛が取り沙汰されることが少なくないが、多民族国家であるロシア

連邦においては「国家としての統一性」と「各民族の文化の尊重」についていかにバランスを取るかが常に問われている。

また、連邦教科書リスト規定が制定された際に加わった歴史的・文化的検定も看過できないものである。これはとりわけ歴史教科書の編纂に大きな影響を与えるものだと捉えることができよう。事実、2000年代にプーチンが大統領に就任して以降、ロシア史の認識を巡って議論が対立している状況も存在する。その解決のために、プーチンはロシア歴史協会を中心とした委員会を組織し、歴史認識に関して一定の連邦的基準を定めるようになった。その基準は「新たな教科書概念」として2013年10月に発表され、2015年の教科書検定から運用されている。この新たな基準の下に、歴史教科書にどのような変化が見られたのかについては、立石(2016)に詳しい。立石は「2013/2014年度には9冊、2014/2015年度には5冊あった20世紀ロシア史の推薦教科書は、2015/2016年度には3冊へと大幅に減少」していることから、「新たな教科書概念」の内容とそれに基づいて編纂された歴史教科書(ドロファ社、『20世紀史』)の内容を検討している¹⁰⁾。その結果、ロシア史の論争的なテーマについて「肯定的側面と否定的側面の双方を示そうとする方針が見受けられる」ものの、「『新たな教科書概念』の作成や推薦制度の変更、推薦教科書の大幅な減少といった変化にもかかわらず、ドロファ社の教科書の記述を見る限りでは、推薦教科書の内容に大きな変化はない」とのことである¹¹⁾。いずれにせよ、大統領を中心とした政治的アクターが教科書内容に対して影響力を及ぼしている様子が窺える。本研究の見地からすれば、歴史教科書に関する検定においてどのアクター(教育アカデミー、ロシア歴史協会、大統領など)がキーとなっているか、時系列的な変化も含めて今後検討していくが必要になってくる。

ちなみに、教育アカデミー総裁で教育学的検定を遂行するための中心者でもあるヴェルビツカヤによれば、教育アカデミーにおいては上記のような検定に加え「言語学的検定 лингвистическую экспертизу」も行っているとのことである¹²⁾。これは「教科書は非常に美しいロシア語で書かれていなければいけない」との考えに基づくものだとヴェルビツカヤは説明している¹³⁾。ヴェルビツカヤ自身がロシア語・ロシア文学を専門としている、というパーソナリティからこのような発言が導き出されると捉えられるが、一方で近年のロシア国内の状況に鑑みるならば、この言語学的検定は連邦内の民族的対立等の解決を射程に入れているとも考えられる。チェチェンや近年のクリミア半島の問題をはじめとして、民族問題は先にも触れたように多民族国家であるロシア連邦の積年の課題であり、宿命であるともいえる。つまり、同検定は連邦の国家語としてのロシア語を強化し、国家とし

での統一性を教科書の側面からも強めることを意図していると推察される。

3. 現行教科書検定における教育アカデミーの立ち位置

繰り返しになるが、教科書検定においてロシア教育アカデミーが果たす役割は少なくない。ではどのようなメンバーが教科書検定に関与しているのだろうか。

教科書検定科学会議は、表2に示されるようなメンバーから構成されている。議長として、教育アカデミー総裁であるヴェルビツカヤが就いている。同会議の構成員はヴェルビツカヤを含め12名おり、半分はアカデミー関係者、もう半分は政界関係者、モスクワ市内の大学関係者となっている。この12名は、どのような属性を有しているのか。以下に素描してみたい。

まず、議長のヴェルビツカヤである。彼女は先述の通りロシア語・ロシア文学の専門家である。長年サンクトペテルブルグ大学で教鞭をとり、1994～2008年にかけては同大学学長も務めた。1995年には教育アカデミーの正会員となり、2013年に教育アカデミー総裁に就任した。「言語学の新たな基礎を築いた」と評されるロシア語研究の業績に対し、「教育分野におけるロシア連邦大統領賞」(2001年)など、国からの表彰も少なくない¹⁴⁾。同時に、その専門性は国・地方の政策においても重宝されてきた。地元サンクトペテルブルクにおいては「教育・科学・マスメディアに関するサンクトペテルブルグ州知事顧問 советник губернатора Санкт-Петербурга по образованию, науке и средствам массовой информации」、連邦レベルでは「科学・技術・教育に関するロシア連邦大統領直轄会議 Совета при Президенте Российской Федерации по науке, технологиям и образованию」副議長や「優先的国

家プロジェクト実現に関するロシア連邦大統領直轄会議 Совета при Президенте Российской Федерации по реализации приоритетных национальных проектов」委員など、数多くの大統領直轄の政策にも関与している¹⁵⁾。とりわけ上記の会議をはじめとして連邦レベルの政策への関与に関しては、プーチンが大統領に就任以降その傾向が顕著である。

その他のメンバーも、教育関係で多様な実績を挙げ、連邦政府の政策に関与した経験を持つメンバーが選出されている。ゲヴォルキャン(モスクワ市立教育大学第一副学長)は「教育に関する国家会議委員会 Комитета Государственной Думы по образованию」の委員を歴任し、連邦の教育課程基準である「連邦国家教育スタンダード」の実施委員も務めている¹⁶⁾。ドゥハニナ(ロシア連邦議会・教育発展委員会副議長)、カリーナ(モスクワ市教育省長官)は、大学入学のための「統一国家試験 ЕГЭ」の実施・推進に関わっている¹⁷⁾。ちなみにカリーナは、ソ連時代の官立教科書出版会社であった「プロスヴェシェニエ」の副局長も歴任している(2002～2004年)¹⁸⁾。他にも、ロシア議会上院・下院ともに第1党である「統一ロシア」のメンバーが含まれていることも見逃せない。ブラエフは党会派副代表であり、アントノワ、ボコワも党員である¹⁹⁾。

以上の事柄も踏まえて教科書検定科学会議のメンバーについてその特色を探ると、政治色が決して弱くはないと捉えられ、プーチンをはじめとする政治勢力、そしてその政策傾向との親和性の高さが窺える。

このような事実から、同会議の検定における中立性や客観性を疑問視する声も存在するようだ。2013年12月に国内大手の報道機関であるリア・ノヴォスチ紙 РИА НОВОСТИ が、同会議議長でもあるヴェルビツカヤへインタビューを行っている。その中で、「教育アカデミーが行っている検定は科学アカデミーのように忠実に行っていないのではないか」というニュアンスで質問をぶつけている場面がある。それに対し、ヴェルビツカヤは「私は教科書検定が客観的かつ独立的に行われるために、自分なりに出来る限りの努力をしています」と反論をしている²⁰⁾。加えて、「利害の衝突を回避するために、ロシア教育アカデミーは3つの主要な大学(モスクワ大学、サンクトペテルブルグ大学、モスクワ教育大学)による外部検定を行っています」と回答している²¹⁾。当然のこととも言えるが、同会議のメンバー以外のサポート、外部評価も得ながらその独立性、自律性を担保しようとしているようだ。そして彼女の言に従うならば、アカデミーはモスクワ大学・サンクトペテルブルグ大学等の研究者がその専門性を発揮して客観的検定が行われるように調整していると見て取ることができる。つまり、現行教科書検定における教育アカデミーの立ち位置は、連邦政府の意図を斟酌しつつ客観的検定を行うための「調整役」

表2 ロシア教育アカデミー教科書検定科学会議

<p><議長> ヴェルビツカヤ・L・A (ロシア教育アカデミー総裁)</p> <p><構成員> アントノワ・L・N (モスクワ州政府第一副議長) ボコワ・L・N (科学・教育・文化・情報政策連邦会議委員会委員) ブラエフ・N・I (「統一ロシア」下院会派副代表) ゲヴォルキャン・E・N (モスクワ市立教育大学第一副学長) ダニリュク・A・Y (モスクワ市立教育大学主任教授) ドゥハニナ・L・N (ロシア連邦議会・教育発展委員会副議長) ジンチェンコ・Y・P (ロシア教育アカデミー幹部会主任書記官) カリーナ・I・I (モスクワ市教育省長官) ケジーナ・L・P (ロシア教育アカデミー幹部会委員) スコレノフ・I・V (ロシア教育アカデミー科学調整管理局指導専門官) フェリシュテイン・D・I (ロシア教育アカデミー副総裁)</p>
--

出典：Приказ Российской Академия Образования, 20 ноября 2013г. О создании Научного совета по экспертиза учебников. を参照し、筆者作成

とも言えるだろう。ただし、その内実がどうなっているかについては今後も慎重な検討が必要となる。

4. おわりに

以上、ロシア連邦における教科書検定制度改革をめぐる諸相について概観してきた。ロシア連邦の政治や政策をめぐるのは、一般にプーチンの手法をはじめとして強硬的に改革を進めようと捉えられる嫌いがある。もちろんそのような側面は否定できない。本稿における内容に関して見ても各種検定基準が細かく設定されていたり、歴史に関わる検定が新たに導入されたりと、政治の力による影響を少なからず受けている様子が看取された。また、教科書検定の中心的存在として位置づけられている教育アカデミーに関して、設置された教科書検定科学会議のメンバーを担っているのは教育アカデミーのメンバーだけでなく、政界関係者も少なくなかった。

これらの諸側面は、冒頭に触れたようなアカデミー改革とリンクしているとも捉えられよう。政府による科学アカデミー再編の大きなねらいの一つは、アカデミーへの政府の影響力を高めることにあった。その煽りは、教科書をめぐる政策にも及んでいると観ることができる。教科書検定科学会議のメンバーは、連邦政府の政策に親和性が高いとみられるメンバーが多数選出されていた。そもそも、教育アカデミー総裁であり教科書検定科学会議議長でもあるヴェルビツカヤは、プーチン大統領の下で各種会議の中心人物として政策に関与してきた。それらも踏まえつつ現行教科書検定における教育アカデミーの立ち位置についてまとめるならば、教育アカデミーは冒頭に触れたような研究者集団として自律的に基づいて教育政策にコミットするという特異なアクターとしての存在感は薄れていると考えられる。換言すると、国家・政府の意図を反映ないしは推進する存在として位置づけられるようになりつつあるのではないか。そしてこのような教育アカデミーの性質の変化も受けつつ、教科書検定は教育内容の国家統制を強化する装置としての度合いをますます強めることになるのではないか。いずれにせよ、大統領を中心とする政治的アクターが歴史教科書をはじめとする教育内容の中身に影響を与える傾向が強まっている。それら諸勢力とアカデミーにどのような関係性の変化が見られるのか。これらの点については、委員会や各種会議の議論の中身を追うなどして、さらに詳細に研究を進めていきたい。

要 約

本稿は、ロシア連邦における教科書検定制度改革の動向について整理し、同検定に関してロシア教育アカデミーがどのように関与しているかについて関連法及び諸関連委員会の構成員などから分析した。

連邦教育科学省が実施する教科書検定は、昨今の改革

によって学習者の主体的な学びを促しうるような、そして愛国心と異文化理解をバランスよく育むことができるような教育内容を含むことが求められていることが看取された。その教科書検定において、科学的検定及び教育的検定の中心を担う教育アカデミーの役割は小さくない。ただし、検定実施にかかる全権委任組織である教科書検定科学会議のメンバーを見ると、最大与党の幹部など政治色の強いメンバーで構成されており、検定の中立性・客観性・公平性に対して批判の声が上がっている様子も浮かび上がってきた。

これらのことから、教育アカデミーは自律的に政策にコミットするという「特異なアクター」としての存在感を薄め、国家や政府の意図を反映・推進するような存在として位置づけられつつあるのではないか。

註 ・ 文 献

- 1) 黒木貴人 (2013) 「ロシア教育アカデミーの連邦教科書政策への関与についての一考察—法規定の変容および教科書出版・執筆状況に着目して」『日本教育政策学会年報』第20号, 140頁。
- 2) 遠藤 忠 (2015) 「ロシア科学アカデミーの改革について」『宇都宮共和大学論叢』第16号, 101頁。
- 3) 黒木貴人 (2014) 「ロシア教育アカデミーの組織改革動向」『広島文化学園短期大学紀要』第47号, 34頁。
- 4) Утвержден приказом Министерства образования и науки Российской Федерации от 5 сентября 2013 г. № 1047, ПОРЯДОК ФОРМИРОВАНИЯ ФЕДЕРАЛЬНОГО ПЕРЕЧНЯ УЧЕБНИКОВ, РЕКОМЕНДУЕМЫХ К ИСПОЛЬЗОВАНИЮ ПРИ РЕАЛИЗАЦИИ ИМЕЮЩИХ ГОСУДАРСТВЕННУЮ АККРЕДИТАЦИЮ ОБРАЗОВАТЕЛЬНЫХ ПРОГРАММ НАЧАЛЬНОГО ОБЩЕГО, ОСНОВНОГО ОБЩЕГО, СРЕДНЕГО ОБЩЕГО ОБРАЗОВАНИЯ.
- 5) Там же, ст.6.
- 6) Приложение № 1 к приказу Президента Российской академии образования от 20. 11. 2013 г. № 45, Регламент проведения педагогической экспертизы учебников. и Приложение № 1 к приказу Президента Российской академии образования от 26. 11. 2013 г. № 47, Регламент проведения научной экспертизы учебников.
- 7) Утвержден приказом Министерства образования и науки Российской Федерации от 5 сентября 2013 г. № 1047, ПОРЯДОК ФОРМИРОВАНИЯ ФЕДЕРАЛЬНОГО ПЕРЕЧНЯ УЧЕБНИКОВ, РЕКОМЕНДУЕМЫХ К ИСПОЛЬЗОВАНИЮ ПРИ РЕАЛИЗАЦИИ ИМЕЮЩИХ ГОСУДАРСТВЕННУЮ АККРЕДИТАЦИЮ ОБРАЗОВАТЕЛЬНЫХ ПРОГРАММ НАЧАЛЬНОГО ОБЩЕГО, ОСНОВНОГО ОБЩЕГО, СРЕДНЕГО ОБЩЕГО ОБРАЗОВАНИЯ, ст.9.
- 8) Там же, ст.7.
- 9) Там же, ст.9
- 10) 立石洋子 (2016) 「現代ロシアの自国史教科書の動向—20世紀史の描写を中心に—」『東北アジア研究』第20号, 134頁。
- 11) 同上, 144頁。
- 12) 2013年12月19日付 リア・ノヴォスチ紙ウェブサイト「ロ

- シア教育アカデミー総裁：教科書検定は客観的かつ独立的なものである (Президент РАО: экспертиза учебников будет объективной и независимой)」 (<http://ria.ru/society/20131219/985143200.html>) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 13) 同上。
- 14) ロシア教育アカデミーウェブサイト (<http://rusacademedu.ru/akademiya/prezident-rao/>) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 15) 同上。
- 16) 「著名な科学者辞典」 (<http://www.famous-scientists.ru/5678>) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 17) 全ロシア人民前線ウェブサイト (<http://onf.ru/duhanina-lyubov-nikolaevna/>) 及びモスクワ市教育省ウェブサイト (http://dogm.mos.ru/about/staff/kalina_isaak_iosifovich/) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 18) モスクワ市教育省ウェブサイト (http://dogm.mos.ru/about/staff/kalina_isaak_iosifovich/) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 19) アントノワ・リディヤ個人ウェブサイト (<http://antonovalidiya.ru/>) 及びロシア連邦議会ウェブサイト (<http://www.council.gov.ru/structure/persons/299/>) 最終アクセス日：2016年9月30日
- 20) 前出リア・ノヴォスチ紙ウェブサイト。
- 21) 同上。

Summary

Recently, Textbook Authorization System in Russian Federation was reformed. When we reviewed at new standards on textbook screening, we can point a few things out about that character; it is included education content that prompting independent-minded (active) learning to learner, and developing balanced patriotism and cross-cultural understanding.

Russian Academy of Education (RAE) is playing the central role in this authorization system. However, Scientific Council about Textbook Authorization, that delegated decision-making authority for this authorizing, is made up of politically charged members. Due to that, someone provide a critique of new authorization system about neutrality or equitability.

For the terms outlined above, RAE will be thought of as agency promoting government decision.